

公募型プロポーザルの公告

令和7年度「近鉄奈良駅総合観光案内所多言語（英語）案内業務」について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和7年1月17日

近鉄奈良駅総合観光案内所運営協議会
会長 高橋 一
(事務局：奈良市観光協会)

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

近鉄奈良駅総合観光案内所多言語（英語）案内業務

(2) 業務の目的

奈良県を訪れる多くの観光客の多様なニーズに応えるため、奈良の玄関口である近鉄奈良駅総合観光案内所にて、多言語（英語）により観光案内スタッフが外国人観光客及び日本人に奈良県内の広域観光案内を行う。

(3) 委託内容

(主たる業務)

- ・観光案内スタッフ配置・労務管理
- ・観光案内業務

(主たる業務に付随する事務補助等)

- ・観光案内所の利用者促進に関する取組み
- ・観光情報の収集・蓄積・発信
- ・観光パンフレット等の設置・補充
- ・設置機器、備品等の管理
- ・案内状況等に関する記録・報告
- ・物品・チケット等の販売
- ・施設管理

(4) 委託期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)まで

(5) 観光案内所の概要

- ・年中無休（ただし、運営上の理由で臨時休業をすることがある。）
- ・午前9時から午後7時まで（ただし、運営上の理由で変更することがある。）
- ・夜間臨時開館延長あり
- ・常時スタッフ1名以上（通訳案内士有資格者もしくは資格取得見込の者）配置

(6) 委託料上限額

9,436千円（消費税及び地方消費税10%を含む）

※ただし、当該業務に係る奈良県の予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合がある。また、業務内容の変更等により委託料上限額を変更する場合がある。

2. 応募資格

提案者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者で、入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしな

- かった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (11) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (12) 過去5年間（令和元年度から令和5年度までに完了した業務）において、観光案内所業務の他、同種又は類似業務の履行実績があること。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格を有しない場合。
- (2) 複数の企画提案書等を提出した場合。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があった場合。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (6) その他不正な行為が認められた場合。

4. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（別紙様式1）
- ② 運営企画書（任意様式）
上記記載の委託内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載すること。
 - ・ 業務実施方針
 - ・ 業務実施フロー図
- ③ 事業者概要書（別紙様式2）
- ④ 類似業務受注実績（別紙様式3）
- ⑤ 委託業務実施体制について（別紙様式4）
- ⑥ 見積書
※ただし、提出書類の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。

(2) 提出部数

6部（正1部、副5部）

(3) 提出方法

持参または郵送（FAX 不可）

(4) 受付期間

① 参加申込書

令和7年2月5日（水） 午後5時まで《必着》

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

② 運営企画書から⑥ 見積書まで5点

令和7年2月6日（木） 午後5時まで《必着》

なお、持参する場合は土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提出先

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

近鉄奈良駅総合観光案内所運営協議会（奈良市観光協会内）

なお、郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とすること。

5. 応募スケジュール

1月17日(金)	要項配布及び提案書・質問受付開始
1月24日(金)	質問受付終了(正午まで)
1月30日(木)	質問回答
2月5日(水)	参加申込書受付終了(午後5時まで)
2月6日(木)	要項配布及び提案書受付終了(午後5時まで)
2月18日(火)	選定委員会開催(プレゼンテーション審査実施、選定)
2月25日(火)	選定結果通知、受託候補者との協議開始 ・人員配置計画 ・緊急連絡網作成 ・作業対応マニュアル作成
4月1日(火)	業務開始

6. 審査、事業者の決定

(1) 企画書等の審査

- ①提出のあった企画書等については、プレゼンテーション審査を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ②審査は「近鉄奈良駅総合観光案内所多言語(英語)案内業務事業者選定委員会」において行い、最も優れた事業者を選定する。なお、審査は非公開で行う。
- ③審査結果は、審査終了後速やかに、応募者全員(書類選考を行った場合のプレゼンテーション審査結果については、書類選考通過者全員)に対して文書で通知する。
- ④プレゼンテーション審査は、令和7年2月18日(火)に行う予定であるが、時間等詳細は、後日応募者に対して連絡する。
- ⑤プレゼンテーションについては、応募者からの説明時間を20分以内とし、質疑応答を含めた1事業者あたりの時間は30分以内とする。プレゼンテーションは、今回提出していただく書類により行うことを基本とするが、詳細については、後日連絡する。

(2) 運営事業者との契約

最優秀提案者として選定された者が運営事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案者が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

(3) その他

採択された事業計画は、近鉄奈良駅総合観光案内所運営協議会(以下、「協議会」という。)との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 質問の受付及び回答

質問票(別紙様式5)を添付のうえ、質問受付期間内に電子メールにて次の宛先に送信すること。

(注意) 件名には「近鉄奈良駅総合観光案内所多言語(英語)案内業務委託に係る質問について」と記載すること。

- ・質問受付期間：令和7年1月17日(金)正午から令和7年1月24日(金)正午まで
- ・電子メールアドレス：kyokai@narashikanko.or.jp
(メール送信の際は、上記の「●」を「@」に置き換えてください。)
- ・質問回答：令和7年1月30日(木)に奈良市観光協会ウェブサイト内「事業者の方へ」に掲載する。[\(https://narashikanko.or.jp/business/\)](https://narashikanko.or.jp/business/)

8. その他

- (1) 本件公募型プロポーザルは、奈良県の令和7年度予算の成立以前は選定予定事業者の決定となり、令和7年度予算の成立を以って選定事業者となる。
- (2) 本件業務の詳細については、仕様書の示すところによる。
仕様書については、近鉄奈良駅総合観光案内所運営協議会(奈良市観光協会事務局内)で配布するほか、奈良市観光協会ウェブサイト内(<https://narashikanko.or.jp/index.php>)からもダウンロードできる。
- (3) 提出された書類は返却しない。また提出した運営企画書を協議会に無断で他に使用することはできない。
- (4) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、協議会の指示に従うこと。